第58回　定時株主総会招集ご通知

開　催　日　時▶平成27年3月25日（水曜日）午前10時

議決権行使期限▶平成27年3月24日（火曜日）午後5時まで

CONTENTS

第58回定時株主総会招集ご通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **1**

株主総会参考書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3**

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

（提供書面）

事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **11**

連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **34**

計算書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **37**

監査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **40**

OYO 応用地質株式会社

証券コード：9755

証券コード　9755
平成27年３月９日

株　主　各　位

東京都千代田区神田美土代町７番地
応用地質株式会社
代表取締役社長　成　田　　賢

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月24日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年３月25日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京 11階 孔雀の間
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
３．目的事項
報告事項
1. 第58期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス　http://www.oyo.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とウェブサイトに記載の連結注記表及び個別注記表とで構成されております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.oyo.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績などに応じた適正な配当を維持することを基本としております。

当社は、前中期経営計画OYO Hop10（2010年～2013年）で業績目標を達成し、現中期経営計画OYO Step14（2014年～2017年）の初年度である第58期の業績も増収増益とすることができ、収益力が向上しつつあります。

つきましては、当期末の１株当たりの配当を、前期末に比べ2円00銭増配し、14円00銭（中間配当とあわせ年間26円00銭）といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき14円00銭、配当総額は、381,896,942円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年３月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

現任取締役８名（うち社外取締役１名）は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営体制とコーポレートガバナンスの強化を図るために、社外取締役を１名増員した取締役８名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	成田（なりた）　賢（まさる） (昭和28年11月15日)	昭和54年４月 当社入社 平成14年３月 当社執行役員 平成16年３月 当社取締役 平成16年４月 当社常務執行役員 平成17年１月 業務統轄本部長 平成17年４月 当社専務執行役員 平成17年９月 新規事業企画室長 平成19年３月 当社取締役副社長 平成21年３月 当社代表取締役社長（現任）	8,800株
2	岩﨑（いわさき）　恒明（つねあき） (昭和25年３月３日)	昭和50年４月 当社入社 平成13年３月 当社執行役員 平成13年４月 人事本部長 平成15年３月 当社取締役 平成16年４月 当社常務執行役員 平成19年４月 当社専務執行役員 平成19年４月 東京本社長 平成21年３月 当社代表取締役副社長（現任） 平成24年12月 天津奥優星通伝感技術有限公司　董事（現任） （重要な兼職の状況） 天津奥優星通伝感技術有限公司　董事	7,150株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	堂元 史博 (どうもと ふみひろ) (昭和26年4月2日)	昭和50年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 当社執行役員 平成21年 4 月 当社常務執行役員 平成21年 4 月 関西支社長 平成23年 3 月 当社取締役（現任） 平成23年 4 月 エンジニアリング本部長（現任） 平成23年11月 エヌエス環境㈱　取締役（現任） 平成24年 4 月 当社専務執行役員（現任） 平成24年 4 月 東日本統轄支社長	4,700株
4	兼森 孝 (かねもり たかし) (昭和26年9月14日)	昭和51年 4 月 当社入社 平成19年 3 月 当社取締役（現任） 平成21年 4 月 当社常務執行役員（現任） 平成21年 4 月 グループ統轄本部長 平成21年12月 ㈱ケー・シー・エス　代表取締役会長（現任） 平成25年 4 月 国内グループ事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ケー・シー・エス　代表取締役会長	13,500株
5	吉長 健二 (よしなが けんじ) (昭和26年10月27日)	昭和53年 4 月 当社入社 平成10年 4 月 四国支社長 平成13年 3 月 当社執行役員 平成17年 4 月 九州支社長 平成22年 3 月 宏栄コンサルタント㈱　取締役（現任） 平成22年 4 月 当社常務執行役員（現任） 平成22年 4 月 エンジニアリング本部長 平成23年 3 月 当社取締役（現任） 平成23年 4 月 サービス開発本部長（現任）	5,500株
6	長瀬 雅美 (ながせ まさみ) (昭和30年12月17日)	昭和53年 4 月 当社入社 平成16年 4 月 経営企画室長 平成20年12月 OYOインターナショナル㈱　取締役（現任） 平成21年 4 月 当社執行役員 平成22年 4 月 当社常務執行役員（現任） 平成22年 4 月 直轄事業運営本部長兼国際プロジェクト室長 平成23年 3 月 当社取締役（現任） 平成23年 7 月 直轄事業運営本部長兼震災復興本部長 平成24年 4 月 国際事業企画室長 平成25年 4 月 海外事業本部長（現任）	2,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	八木 和則（やぎ かずのり） (昭和24年4月1日) 【社外取締役候補者】	昭和47年４月 ㈱横河電機製作所（現 横河電機㈱）入社 平成11年10月 同社執行役員経営企画部長 平成13年６月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 平成14年７月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 平成23年６月 同社顧問（現任） 平成23年６月 ㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役（現任） 平成24年６月 ＪＳＲ㈱ 社外取締役（現任） 平成25年６月 ＴＤＫ㈱ 社外監査役（現任） 平成26年３月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役 ＪＳＲ㈱ 社外取締役 ＴＤＫ㈱ 社外監査役	0株
8	中村 薫（なかむら かおる） (昭和23年６月２日) 【新任】 【社外取締役候補者】	昭和47年４月 通商産業省入省（公益事業局公益事業課） 昭和61年５月 日本貿易振興会ブラッセル事務所長 平成元年６月 中小企業庁計画部振興課長 平成２年６月 通商産業省機械情報産業局情報処理振興課長 平成５年７月 通商産業省環境立地公害局立地政策課長 平成９年６月 通商産業省工業技術院総務部長 平成11年７月 内閣官房内閣内政審議室内閣審議官 平成12年６月 防衛庁装備局長 平成14年７月 経済産業省産業技術環境局長 平成17年10月 日本ＩＢＭ㈱ 常勤監査役 平成22年７月 日本電子計算機㈱（現㈱JECC）代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱JECC 代表取締役社長	0株

(注) 1．上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者である八木和則氏に関する事項は以下のとおりです。
(1)八木和則氏は社外取締役候補者です。
(2)社外取締役候補者としての選任理由
八木和則氏は、横河電機㈱において要職を歴任し、他社の社外取締役、社外監査役としての実績を有しております。計測機器等の事業に関する見識ならびに経営に関する経験を踏まえた同氏の独立した社外の視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレートガバナンスの強化等に貢献していただけると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。八木和則氏の当社の取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。

(3)責任限定契約の概要

当社は、平成19年３月28日開催の第50回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第１項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、八木和則氏と責任限定契約を締結する予定はありません。

(4)当社は、八木和則氏を東京証券取引所が定める独立役員に登録しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。

(5)八木和則氏の重要な兼職先である㈱横河ブリッジホールディングス、ＪＳＲ㈱、ＴＤＫ㈱と当社との間には特別な利害関係はありません。

３．取締役候補者である中村 薫氏に関する事項は以下のとおりです。

(1)中村 薫氏は社外取締役候補者です。

(2)社外取締役候補者としての選任理由

中村 薫氏は、経済産業省（旧通商産業省）を中心に要職を歴任され、更に日本IBM㈱の監査役、㈱JECCの代表取締役社長としての実績を有していることから、同氏の行政ならびに経営に関する経験が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレートガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

(3)責任限定契約の概要

当社は、平成19年３月28日開催の第50回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第１項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、中村 薫氏と責任限定契約を締結する予定はありません。

(4)当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中村 薫氏を東京証券取引所が定める独立役員に登録する予定です。

(5)中村 薫氏の重要な兼職先である㈱JECCと当社との間には特別な利害関係はありません。

第３号議案　監査役３名選任の件

現任監査役４名のうち、長尾 登氏、齋藤俊二氏及び関根 攻氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	長尾（ながお）　登（のぼる） (昭和29年２月18日)	昭和53年11月 当社入社 昭和63年６月 OYO Geospace corporation出向 平成７年７月 海外事業本部業務部課長 平成12年４月 関連事業本部経営管理部担当副部長 平成14年５月 関連事業本部第一部長 平成17年１月 機器事業本部管理部長 平成19年４月 グループ統轄本部マネージャー 平成19年11月 東北ボーリング㈱　監査役 平成25年３月 当社常勤監査役（現任）	439株
2	齋藤（さいとう）　俊二（しゅんじ） (昭和21年７月13日) 【社外監査役候補者】	昭和44年４月 ㈱富士銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 平成６年５月 同行青山支店長 平成９年５月 本店審議役 平成13年６月 水道機工㈱　取締役 平成17年６月 同社常勤監査役 平成18年11月 ニッコーシ㈱　社外監査役 平成19年３月 当社社外監査役（現任）	0株
3	内藤（ないとう）　潤（じゅん） (昭和31年１月30日) 【新任】 【社外監査役候補者】	昭和57年４月 第一東京弁護士会弁護士登録 昭和57年４月 長島・大野法律事務所入所 平成３年１月 同事務所パートナー 平成12年１月 長島・大野・常松法律事務所パートナー 平成19年６月 イノテック㈱ 社外監査役（現任） 平成25年１月 長島・大野・常松法律事務所　顧問（現任） （重要な兼職の状況） イノテック㈱ 社外監査役 長島・大野・常松法律事務所　顧問	0株

(注) 1．上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．監査役候補者である齋藤俊二氏に関する事項は以下のとおりです。
(1)齋藤俊二氏は社外監査役候補者です。
(2)社外監査役候補者としての選任理由
齋藤俊二氏は、他社の取締役ならびに監査役としての実績を有しており、会社経営の豊富な経験と監査役としての幅広い見識から十分な経営監視を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。齋藤俊二氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって８年となります。
(3)責任限定契約の概要
当社は、平成19年３月28日開催の第50回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第１項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、齋藤俊二氏と責任限定契約を締結する予定はありません。
(4)当社は、齋藤俊二氏を東京証券取引所が定める独立役員に登録しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
(5)齋藤俊二氏は、現在重要な兼職先はありません。
3．監査役候補者である内藤 潤氏に関する事項は以下のとおりです。
(1)内藤 潤氏は社外監査役候補者です。
(2)社外監査役候補者としての選任理由
内藤 潤氏は、弁護士として、企業取引に関する各種訴訟、企業法務・コンプライアンス等の実務と経験を有し、加えて他社の監査役の実績を有していることから、その専門的見地及び見識から十分な経営監視を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。
(3)責任限定契約の概要
当社は、平成19年３月28日開催の第50回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第１項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、内藤 潤氏と責任限定契約を締結する予定はありません。
(4)当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、内藤 潤氏を東京証券取引所が定める独立役員に登録する予定です。
(5)内藤 潤氏の重要な兼職先であるイノテック㈱及び長島・大野・常松法律事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年３月26日開催の第57回定時株主総会において補欠監査役に選任された赤松俊武氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
赤松俊武（あかまつとしたけ） (昭和19年１月15日)	昭和44年４月 弁護士登録 昭和54年６月 赤松俊武法律事務所開設（現任） 平成17年６月 月島機械㈱　社外監査役 平成20年３月 東部瓦斯㈱　社外監査役（現任） 平成24年10月 当社独立委員会委員（現任） （重要な兼職の状況） 東部瓦斯㈱　社外監査役	0株

(注) １．赤松俊武氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．赤松俊武氏は、当社が株式等の大規模買付ルールの導入と同時に設置した独立委員会委員であります。
３．赤松俊武氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
４．赤松俊武氏につきましては、弁護士であることから法律面における専門家であり、また他社において社外監査役の経験を有していることから、その専門的見地及び見識より経営監視機能の充実が図れるものと考えております。
５．赤松俊武氏につきましては、社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記４．の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができると判断いたします。
６．当社は、平成19年３月28日開催の第50回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第１項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、赤松俊武氏が当社社外監査役に就任された場合においても、同氏と責任限定契約を締結する予定はありません。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年 1 月 1 日から
平成26年12月31日まで）

1．企業集団の現況

(1)当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の金融・財政政策を背景に企業業績の回復が見られ、雇用環境の改善や設備投資が持ち直す傾向にありましたが、消費税増税後は消費が伸びず、景気の回復が停滞しています。当社グループが関連する公共事業市場は、震災復興関連の大型業務が減少する傾向にありましたが、防災・減災などの国土強靭化関連分野が比較的堅調に推移しました。

一方、海外では米国経済が順調に回復しつつありますが、欧州経済の回復の遅れ、探鉱等の資源開発市場の低迷、新興国経済の成長鈍化が継続するとともに、年末に向けて原油価格の下落が進みエネルギー市場の低迷など、これまで以上に不透明な状況にあります。

このような外部環境の下で当社グループは、中期経営計画OYO Step14の初年度である当連結会計年度において、国内の調査・コンサルティング事業を中心に事業展開戦略を積極的に推進いたしました。

この結果、売上高は486億３千４百万円（前年同期比103.4%）と増収になりました。

損益は、人件費や研究開発等の増額に伴い販売費及び一般管理費が増加しましたが、増収に加えて売上原価が改善した結果、営業利益と経常利益はそれぞれ42億１千１百万円（同114.5%）、46億５千万円（同114.2%）と増益になりました。当期純利益は、営業利益と経常利益の増益に加えて繰延税金資産の回収可能性を見直したことにより、35億５千万円（同136.8%）と増益になりました。

事業セグメント別の概況は以下に記載のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

事業の種類	平成25年度（第57期）		平成26年度（第58期）（当期）		増減額	前期比(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)		
調査・コンサルティング事業	35,501	75.5	37,088	76.3	1,586	104.5
計測機器事業（国内）	4,057	8.6	3,606	7.4	△451	88.9
計測機器事業（海外）	7,474	15.9	7,939	16.3	464	106.2
合計	47,033	100.0	48,634	100.0	1,600	103.4

a．調査・コンサルティング事業

当連結会計年度の当事業の売上高は、前連結会計年度からの繰越業務を順調に売上計上し、370億８千８百万円（前年同期比104.5%）と増収になり、営業利益は、市場環境改善による契約単価の向上などにより、35億７千万円（同137.9%）と増益になりました。

b．計測機器事業（国内）

当連結会計年度の当事業の売上高は、前連結会計年度に大型業務（約９億円）を売上げていた反動により、36億６百万円（前年同期比88.9%）と減収になり、営業利益は４億７千７百万円（同57.1%）と減益になりました。

c．計測機器事業（海外）

当連結会計年度の当事業の売上高は、資源探査市場などの事業環境が低迷する中で、ドルベースでは前連結会計年度を若干下回りましたが、円安の影響により円ベースでは79億３千９百万円（前年同期比106.2%）と増収になりました。営業利益は、研究開発費などの営業費用の増加により、１億３千１百万円（同56.1%）と減益になりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は20億円であります。その主な内容は、調査・分析機器及び建物などの取得費、データベース構築費などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、平成26年10月１日を効力発生日として当社の完全子会社である報国鋼業株式会社を吸収合併いたしました。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度及び直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	平成23年度 (第55期)	平成24年度 (第56期)	平成25年度 (第57期)	平成26年度 (第58期) (当期)
売上高	36,718	40,704	47,033	48,634
経常利益	2,294	3,334	4,072	4,650
当期純利益	1,076	5,756	2,595	3,550
１株当たり当期純利益	39円76銭	212円55銭	95円85銭	131円12銭
純資産	48,874	54,620	60,523	65,740
総資産	59,060	65,485	75,003	80,367
１株当たり純資産額	1,796円47銭	2,008円03銭	2,219円12銭	2,410円80銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況（平成26年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
エヌエス環境株式会社	百万円 396	100.0%	環境調査、化学分析、環境アセスメント、アスベスト対策工事
応用アール・エム・エス株式会社	百万円 237	80.0%	大規模自然災害に関するリスクマネジメントサービス
株式会社ケー・シー・エス	百万円 220	90.0%	地域・交通計画コンサルティング事業
OYO CORPORATION U.S.A.	千米ドル 57,480	100.0%	北米事業の統括
KINEMETRICS,INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地震計・強震計・地震観測システムの開発、製造、販売
GEOMETRICS,INC.	千米ドル 817	(注) 100.0%	地震探査・磁気探査及び電磁波探査装置の開発、製造、販売
GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS,INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地下レーダー装置の開発、製造、販売
NCS SUBSEA,INC.	千米ドル 15	(注) 87.0%	海域での地震探査・工事におけるナビゲーション及びポジショニングサービス

(注) 特定子会社OYO CORPORATION U.S.A.をとおして間接所有しております。

③ 重要な関連会社の状況（平成26年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社イー・アール・エス	百万円 200	50.0%	土壌環境評価、地震リスク分析
天津奥優星通伝感技術有限公司	百万元 20	48.0%	地質災害用モニタリング機器の製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社は、当社グループが2020年に向けたビジョンとその達成に向けた基本方針を明らかにした「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」を策定しています。OYO2020は活動期間を「計画：助走」「試行：Hop」「展開：Step」「飛躍：Jump」の４期に区分しており、2013年には第２期の試行に相当する中期経営計画OYO Hop10が業績目標を達成して終了し、2014年から第３期の展開に当たる中期経営計画OYO Step14がスタートしました。

OYO Step14では、応用地質グループの持続的な成長に向けて、OYO Hop10の成果を活用して事業を拡大するとともに、事業を支える経営基盤の強化に取組む方針であり、グループの連結業績は、過去最高水準（売上高585億円、営業利益率10％）を目標としています。なお、当社グループが事業を展開する主な領域は、「持続可能な社会の構築」のために、「安全と安心の確保」を目指して、「防災・減災」、「環境」、「エネルギー・資源」、「豊かな暮らしを支える公共インフラ」の４つの領域としています。

OYO Step14の初年度である2014年は、会社法や品確法等の改正、原油価格下落、中東地域の政情不安、日中関係の変化の兆しなど、社会情勢が大きく変化しました。また、当社グループが事業を展開している市場環境も、近年増加してきた公共投資の抑制、社会インフラの老朽化と自然災害の増加、地盤に関連する瑕疵問題の増加、資源・エネルギー市場の低迷など、大きく変化しています。

これらの外部環境の動向を踏まえ、今後の対処すべき課題とその対応方針を、下記のように整理しております。

ａ．縮小傾向にあり変化する国内公共事業市場における成長分野の拡大
国内公共事業市場の成長分野として、維持管理分野、防災・減災分野、地球環境分野、福島地区復興事業を想定しており、これら分野の事業展開を強化します。

ｂ．国内公共事業に依存しない事業構成に向けた国内民間市場の拡大
民間市場を拡大するために、今後需要が期待できる情報サービス分野、廃棄物処理分野などの事業展開を推進・強化します。

ｃ．資源･エネルギー事業分野以外の海外事業を強化・拡大
海外事業では、資源・エネルギー分野以外の事業領域を拡大するために、新興国等の社会資本整備や防災・減災分野の事業拡大、民生分野の製品開発を推進します。

ｄ．事業を拡大するための経営資源の活用
国内及び海外事業の拡大に向けて、開発投資（研究・製品開発、設備投資）を積極的に行い、グループ内で開発できない場合はM＆Ａや提携を検討します。

ｅ．社会変化に伴う事業リスク対策の強化
持続可能な企業活動を目指して、成果品の品質管理を強化するとともに、労働環境の継続的な改善など、企業の社会的責任を推進する活動を強化します。

(5) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

事　業　区　分	主　な　事　業　内　容
調査・コンサルティング事業	地質調査、環境調査、環境アセスメント、モニタリング、リスク分析、設計、工事、地盤情報サービス、廃棄物処理計画、海洋探査　など
計測機器事業（国内・海外）	地震計、物理探査装置、地質調査機器、セキュリティー機器、その他機器の開発・製造・販売・レンタル　など

(6) 主要な営業所（平成26年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区
計測システム事業部	つくば市
地球環境事業部	つくば市
エネルギー事業部	さいたま市
社会システム事業部	東京都文京区
試験センター	さいたま市、新潟市、大阪市
支社	仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、松山市、福岡市
支店	札幌市ほか24ヶ所
営業所	函館市ほか12ヶ所

② 子会社

国内	エヌエス環境株式会社（本社　東京都港区）ほか
海外	OYO CORPORATION U.S.A.（米国カリフォルニア州）、KINEMETRICS,INC.（米国カリフォルニア州）ほか

(7) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
調査・コンサルティング事業	1,501名	6名減
計測機器事業（国内）	101名	10名増
計測機器事業（海外）	331名	7名増
全社（共通）	79名	12名増
合計	2,012名	23名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,023名	5名増	44.2歳	17.4年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　120,000,000株

② 発行済株式の総数　32,082,573株

③ 株主数　7,108名

④ 大株主

株主名(注1)	持株数	持株比率(注2)
公益財団法人 深田地質研究所	3,448,500株	12.6%
深田 馨子	1,765,788株	6.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,312,700株	4.8%
応用地質従業員持株会	1,025,513株	3.8%
須賀 るり子	936,782株	3.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	904,400株	3.3%
株式会社みずほ銀行	860,000株	3.2%
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	714,100株	2.6%
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	500,700株	1.8%
陶山 たま	476,967株	1.7%

(注) 1．当社は自己株式を4,804,220株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
自己株式には、株式給付信託（BBT）（J-ESOP）が所有する200,000株は含まれておりません。
2．持株比率は自己株式（4,804,220株）を控除して計算しております。

⑤　その他株式に関する重要な事項
自己株式の取得、処分等及び保有の状況

ａ．取得した株式
普通株式　551株
取得価額の総額　865,770円
上記は、単元未満株式の買取請求に伴う自己株式の取得であります。

ｂ．処分した株式
普通株式　200,159株
処分価額の総額　202,742,363円
当社は、平成26年３月26日開催の定時株主総会決議に基づき、株式給付信託（BBT）及び（J-ESOP）を導入いたしました。本制度の導入に伴い、平成26年６月に当社が保有する自己株式のうち200,000株（発行済株式総数の0.6％）を資産管理サービス信託銀行株式会社へ一括処分いたしました。
159株は単元未満株式の受渡請求に伴う自己株式の処分であります。

ｃ．消却手続きをした株式
該当事項はありません。

ｄ．当連結会計年度末において保有する株式
普通株式　4,804,220株

(2) 新株予約権等の状況

①　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年12月31日現在）
該当事項はありません。

②　当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③　その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

地位	氏名	当社における担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	成田（なりた） 賢（まさる）	
取締役副社長 (代表取締役)	岩﨑（いわさき） 恒明（つねあき）	天津奥優星通伝感技術有限公司　董事
取締役	堂元（どうもと） 史博（ふみひろ）	専務執行役員　エンジニアリング本部長
取締役	河野（こうの） 啓三（けいぞう）	専務執行役員　事務本部長
取締役	兼森（かねもり） 孝（たかし）	常務執行役員　国内グループ事業本部長 ㈱ケー・シー・エス　代表取締役会長
取締役	吉長（よしなが） 健二（けんじ）	常務執行役員　サービス開発本部長
取締役	長瀬（ながせ） 雅美（まさみ）	常務執行役員　海外事業本部長
取締役	八木（やぎ） 和則（かずのり）	㈱横河ブリッジホールディングス　社外監査役 ＪＳＲ㈱　社外取締役 ＴＤＫ㈱　社外監査役
常勤監査役	西田（にしだ） 和範（かずのり）	
常勤監査役	長尾（ながお） 登（のぼる）	
監査役	齋藤（さいとう） 俊二（しゅんじ）	
監査役	関根（せきね） 攻（おさむ）	弁護士 東京短資㈱　社外監査役 東鉄工業㈱　社外取締役 ㈱東京金融取引所　社外監査役 三井化学㈱　社外監査役

(注) 1．取締役八木和則氏は社外取締役であります。
2．監査役齋藤俊二氏及び関根　攻氏は社外監査役であります。
3．当社は、八木和則氏、齋藤俊二氏及び関根　攻氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当連結会計年度中の取締役及び監査役の辞任・解任の状況

氏　　名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
殿 内　啓 司	平成26年1月2日	逝去に伴う辞任	常勤監査役

③ 当連結会計年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	8 名 （1）	194 百万円 (6)
監査役 （うち社外監査役）	5 名 （2）	38 百万円 (9)
合計 （うち社外役員）	13 名 （3）	232 百万円 (16)

(注) 1．取締役の報酬総額は、平成19年３月28日開催の第50回定時株主総会決議において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただいております。
2．取締役には、使用人兼務給与支給対象者はおりません。
3．監査役の報酬総額は、平成26年3月26日開催の第57回定時株主総会決議において年額45百万円以内と決議いただいております。
4．上記には、平成26年1月2日に退任した監査役1名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

a．他の法人等の業務執行取締役等としての兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

b．他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
・取締役八木和則氏は、㈱横河ブリッジホールディングスの社外監査役、ＪＳＲ㈱の社外取締役、ＴＤＫ㈱の社外監査役であります。当社は、㈱横河ブリッジホールディングス、ＪＳＲ㈱、ＴＤＫ㈱とは特別な関係はありません。
・監査役齋藤俊二氏は、重要な兼職状況はありません。
・監査役関根 攻氏は、東京短資㈱の社外監査役、東鉄工業㈱の社外取締役、㈱東京金融取引所の社外監査役ならびに三井化学㈱の社外監査役であります。当社は、東京短資㈱、東鉄工業㈱、㈱東京金融取引所ならびに三井化学㈱とは特別な関係はありません。

c．主な活動状況
　当事業年度に開催された当社の取締役会は13回であります。取締役八木和則氏は、就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、疑問点等を明らかにするため質問し、これまでの会社経営と他社の社外役員の経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
　監査役齋藤俊二氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため質問し、これまでの会社経営の経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
　また、監査役関根　攻氏は、取締役会13回のうち11回に出席しており、疑問点等を明らかにするために質問し、他社の社外役員の経験と弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
　当事業年度に開催された監査役会13回について、監査役齋藤俊二氏及び監査役関根攻氏はそれぞれ13回、12回出席しており、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換会、社外取締役との意見交換を実施するとともに、適宜、取締役、執行役員等から報告を受け、意見を述べております。

d．責任限定契約の内容の概要
　当社は、平成19年3月28日開催の第50回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

e．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について
　該当事項はありません。

f．親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
　該当事項はありません。

g．社外役員の意見
　該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、OYO CORPORATION U.S.A.は、HOTTA LIESENBERG SAITO LLPの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条１項の業務以外に、情報システム再構築支援に関する業務についての対価を支払っております。また、当社及び一部の子会社において、財務諸表作成のための指導・助言についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会社法第340条第１項各号に定める監査役全員の同意に基づく監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

⑤ 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が過去２年間に受けた業務の停止処分の内容

該当事項はありません。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

⑧ 当事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人の氏名等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会の決議で内部統制基本方針を制定しており、平成26年２月13日開催の取締役会において下記のとおり改正しております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
- a．経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質企業行動指針に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。
- b．上記行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に従い、取締役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置、運営を周知するとともに、時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。
- c．社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関とも連携し、毅然とした姿勢で対応する。
- d．代表取締役社長に直属して設置されている内部監査チームで定期的に業務監査を実施する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
- a．取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会議事録、稟議書、契約文書等：以下職務実行情報という）は、文書取扱規程等に従って適切に管理・保存する。
- b．必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
- c．取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- a．リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。
- b．リスク管理に関する統括責任者として担当取締役を選任し、主管部署を置く。
- c．事業所責任者は、年初にリスク管理計画を作成して実行する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）
- a．取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- b．業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。
- c．職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。

⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団（応用地質グループ会社）における業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ会社管理体制）

a．応用地質グループ会社は、応用地質企業行動指針に則り、健全な企業活動を推進する。

b．関係会社管理規程に従い、関係会社の経営の健全性を確保する。

c．関係会社経営会議を定期的に実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。

d．内部監査チームは、グループ経営における業務の適正を検証するため、応用地質グループ会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a．取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。

b．補助使用人の任命、異動に係わる事項については、事前に監査役会の同意を要する。

c．監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a．監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席して意見を述べることができる。

b．取締役は、監査役の求めに応じて、経営に関する状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反または著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

c．取締役及び使用人は、何時にても監査役会の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

b．監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

⑨ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）

a．応用地質グループ会社の財務報告の適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。

b．上記システムの有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号、以下「基本方針」といいます。）ならびに、この基本方針を実現するための取組み（同条第3号ロ）について、取締役会の決議で制定しており、平成27年2月12日開催の取締役会決議で、この基本方針ならびに基本方針を実現するための取組みを、一部修正の上継続することを決議しております。

決議内容は以下のとおりです。修正箇所は、基本方針を実現するための取組みである中期経営計画の進捗状況を説明したものであり、大規模買付ルールを修正するものではありません。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、一概に否定されるものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的などから見て、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容などについて検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

この実現に資する取組みとして、当社は、当社の株式に対する大規模買付提案がなされた場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、まず、当社取締役会が情報の収集及び検討などを行い、その結果や当社取締役会としての意見を株主の皆様に開示することにより、当社の株主の皆様が十分な情報のもと、適切なご判断を行っていただけるような仕組みを構築することが不可欠であると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様から経営を負託された機関として、株主の皆様の意思を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

② 基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(1)）として、中長期的な視点に基づいた経営への取組みこそが当社グループの企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものと考えています。

a. 長期事業計画の実行による企業価値向上のための取組み

当社グループは、「人と自然の調和を図るとともに　安全と安心を技術で支え　社業の発展を通じて社会に貢献する」との経営理念に基づき、社会・経済環境、営業環境等の急激な変化に対応した経営戦略の見直しを行い、実現したいビジョンを明確にした「応用地質グループ長期経営ビジョン（OYO2020）」を2009年に発表しました。

このOYO2020では、2020年に向けて、日本のみならず世界が求める「持続可能な社会の構築」に貢献する、社会科学的な視点も備えた、地球科学に関わるグローバルな総合専門企業グループとなることを長期目標としております。

なお、当社が貢献すべき主要なテーマは以下のとおりです。

イ．安全と安心の確保
ロ．地球環境問題への対応
ハ．エネルギー・資源問題への対応
ニ．豊かな暮らしを支える公共インフラ問題などへの対応

そして、2020年までの道程を助走も含めた三段跳びに例えて４段階に分け、2009年を第１期準備計画段階：「助走（具体的な一歩を踏み出す）」、2010年～2013年を第２期試行段階：「ホップ」、2014年～2017年を第３期施策展開段階：「ステップ」、そして2018年～2020年を改革の成果をあげ大きく発展する第４期飛躍段階：「ジャンプ」として推進しています。

b. 長期経営ビジョンOYO2020における当社グループの基本戦略

イ．ブランド戦略

当社は、1957年の設立以来、お客様の課題を十分に理解したうえで、ニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提供することで、お客様の「信頼」「安心」「期待」にお応えすることがブランドであり、提供する商品・サービスのお客様から見た付加価値を高めることにより企業価値の向上を図る戦略が「ブランド戦略」であると考えてきました。

そして、安全・安心で持続可能な社会の構築に向けた貢献を通じて更にOYOブランドの向上を図るべく事業展開を行っています。このブランドイメージを支える主

要な強みは以下のとおりです。
・国土マネジメント分野（建設・維持管理）、防災分野（地震・土砂災害）、情報サービス分野、地球環境分野、エネルギー分野、計測システム分野等、脆弱な日本の国土において持続可能な社会を構築するために必要な分野で事業展開をしている。
・国内を中心に、地盤情報や災害情報に係る膨大なデータ、知見を保有している。
・地震、豪雨等の自然災害発生時の対応を含め、当社グループの技術力、対応力に対して公共機関を中心として、お客様から大きな信頼を得ている。
・計測機器事業部門を持ち、調査から計測まで幅広いソリューションを提供できる。
・国内外に地球科学に係る多様なグループ会社を保有し、海外計測機器事業においては、オンリーワンの物理探査機器メーカーを保有している。

ロ．KIPS技術戦略

KIPS技術戦略とは知識（Knowledge）・調査（Investigation）・予測（Prediction）・解決策（Solution）の４種に分類した技術の頭文字を並べ呼称したものです。

地球科学に関わる確固たる基礎技術を保持するために、当社グループの以下の基盤技術の高度化を図り、それを当社グループの最大の強みとして発揮することにより差別化を図ります。

・知　識 ⇒ 地盤に関わる膨大な情報のデータベース構築、科学技術的知見の集積
・調　査 ⇒ 調査技術、モニタリング技術の高度化
・予　測 ⇒ モニタリング技術、シミュレーション技術の高度化
・解決策 ⇒ コンサルタント力、評価技術（工学、社会、経済等）の高度化

そして、社会科学的な視点も備え、新たな価値や政策などを発信・提言する機能を有する地球科学系シンクタンク機能を当社グループ内に構築することを目標としています。

c．長期経営ビジョンOYO2020の進捗：第２期試行段階OYO Hop10の終了と第３期施策展開段階OYO Step14の実行

2010年～2013年の中期経営計画OYO Hop10は、当社グループが大きく成長するために、次の成長に向けた土台を構築する期間とし、調査・コンサルティング事業を中心に、「地域拠点戦略」から「事業展開戦略」への転換を基本方針として、成長に向けたビジネスモデルを再構築することを目指しました。

OYO Hop10の期間中には、未曽有の災害となった東日本大震災が発生し、この震災に対応することによって、当社グループが注力すべき事業分野が明確となり、震災復旧・復興事業を中心として「事業展開戦略」を推進いたしました。これらの取組みの結

果、OYO Hop10で定めた業績目標を達成いたしました。
　また、2014年～2017年の中期経営計画OYO Step14は、当社グループの持続的な成長に向けて、OYO Hop10で実行した方策の試行結果と拡充した技術資源を活用することでこれまでの事業領域を拡大するとともに、そのために必要な経営基盤の強化に取組む計画です。そして、OYO Step14では、過去最高水準業績を目指して、業績目標を連結売上高585億円、売上高営業利益率10％（連結営業利益58.5億円）、総資産経常利益率（ROA）8%としています。

③大規模買付ルールの内容
　当社取締役会が設定する大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）とは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ大規模買付けを開始できるというものです。

ａ．対象となる行為
　本ルールは、下記イ．またはロ．に該当する行為またはこれに類似する行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者、または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本ルールに定められる手続きに従うこととします。
　イ．当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等保有割合（※3）が20%以上となる買付け
　ロ．当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付け（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）及びその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
※1　金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
※2　金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
※3　金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。）も計算上考慮されるものとします。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
※4　金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。
※5　金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※6　金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
※7　金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

b．独立委員会

イ．独立委員会の設置

当社は、本ルールの導入と同時に、当社において独立委員会を組成いたします。

独立委員会は、本ルールにおける手続きの客観性、合理性及び透明性を確保する観点から、本ルールの適用対象となる大規模買付行為を行おうとする買付者等から提供を受ける情報の内容の検討、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容の検討、対抗措置の発動要件の該当性及び具体的な対抗措置の内容の相当性の検討、その他の当社が本ルールに従った手続きを進行するに当たり必要となる事項として当社取締役会が定める事項についての検討を行い、当社取締役会にその検討結果を通知するものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の検討結果を最大限尊重して、本ルールの手続きを進行いたします。

ロ．独立委員会の構成

独立委員会は、３名以上の委員によって構成されます。

独立委員会の委員は、独立委員会が公正で中立的な判断を行うことができるよう、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員及び外部有識者の中から当社取締役会が選任することといたします。

独立委員会の委員となる外部有識者は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項などを含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとします。

なお、平成26年３月26日開催の取締役会において３名を選任いたしました。現時点の委員の任期は平成27年３月25日に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとなっております。

ハ．独立委員会の運営

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもって行うものとします。

c．当社に対する意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、一定の必要情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が大規模買付行為に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言などを記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

d．当社に対する大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記c．の意向表明書を受領後10営業日以内に、買付者等に対し、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを交付して情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は買付者等の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります。当社取締役会は、買付者等から大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該大規模買付情報が、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対して、大規模買付情報のリストに基づく情報・資料等に加え、さらに追加情報（以下「本追加情報」といいます。）を提出するように求めるものといたします。

e．当社取締役会及び独立委員会による検討作業

イ．当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合、当社による検討期間（以下「本ルール検討期間」といいます。）として以下の期間（当該情報・資料等の提供が完了した日の翌日を起算日とします。）を設定します。なお、本ルール検討期間は、独立委員会の意見も踏まえ、合理的理由により延長される場合があります（延長された場合、当該理由は必要により開示されるものとします。）。

ⅰ．対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。）の買付けの場合は、原則として60日間を超えない期間

ⅱ．その他の大規模買付行為の場合は、原則として90日間を超えない期間

当社取締役会は、本ルール検討期間において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、必要に応じ当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するための措置などについて買付者等と交渉し、または、株主の皆様に対する代替措置の提案などを行うことがあります。

ロ．独立委員会による検討作業

ⅰ．独立委員会は、本ルール検討期間内において、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容、当社取締役会の提案する代替措置の内容及び買付者等と当社との協議・交渉等を踏まえて、買付者等及び本ルールの適用対象となる大規模買付行為について独立委員会としての意見（本ルールの適用対象となる大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価する場合であるか否かに関する意見を含みます。）を決定するため、必要な検討を行い、その結果を当社取締役会に通知するものとします。

ⅱ．独立委員会は、当社取締役会に対して、本ルールの適用対象となる大規模買付行為に対する当社取締役会における検討状況、代替案がある場合における代替案、その他独立委員会の意見の決定のために必要と判断した情報を提供するよう要請することができます。また、独立委員会は、当社の取引先、顧客その他の利害関係者に対しても、情報の提供を求める場合があります。

ハ．大規模買付行為の停止

大規模買付行為は、本ルール検討期間中は行ってはならず、本ルール検討期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

ｆ．大規模買付行為の評価方法

当社取締役会は、買付者等から受領した大規模買付情報、本追加情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づき、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重の上、買付者等による大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかを評価します。

当社取締役会が買付者等による大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する大規模買付行為であると評価した場合には、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

ｇ．買付者等が本ルールに違反した場合の対抗措置

買付者等が、意向表明書を提出しないまま大規模買付行為を実行するなど本ルールを遵守しない場合、又は本ルールを遵守しない恐れがあると当社取締役会が判断した場合、当社は、本ルールに拘束されないものとします。この場合、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認

を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

ｈ．株主及び利害関係者に対する情報開示

当社取締役会は、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重し、大規模買付行為の提案された事実とその概要、本必要情報、大規模買付情報、本追加情報の概要、及び当社取締役会による検討内容（本ルール検討期間の開始日及び終了日を含みます。）、その他買付者等から受けた情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時期及び方法により情報開示を行うものとします。

ｉ．大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は平成27年2月12日から平成30年3月に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までといたします。また、有効期間の満了前であっても、当社取締役会は、随時本ルールの再検討を行い、内容の見直しを行う場合があります。

本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実、及び変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、②、③の取組み内容が以上のとおりであることから、これらの取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績などに応じた適正な配当を維持することを基本としております。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**53,691**	**流動負債**	**9,064**
現金及び預金	24,270	支払手形及び買掛金	527
受取手形及び売掛金	2,558	業務未払金	1,521
完成業務未収入金	14,478	リース債務	649
リース債権及びリース投資資産	2,080	製品保証引当金	110
有価証券	2,429	未払法人税等	1,066
未成業務支出金	2,456	未成業務受入金	814
商品及び製品	442	賞与引当金	427
仕掛品	870	受注損失引当金	8
原材料及び貯蔵品	2,105	その他	3,938
繰延税金資産	602	**固定負債**	**5,562**
その他	1,414	リース債務	1,736
貸倒引当金	△16	退職給付に係る負債	2,295
固定資産	**26,675**	株式給付引当金	47
有形固定資産	**13,635**	繰延税金負債	755
建物及び構築物	4,802	再評価に係る繰延税金負債	585
機械装置及び運搬具	1,261	その他	141
工具、器具及び備品	154	**負債合計**	**14,627**
土地	6,823	**(純資産の部)**	
リース資産	303	**株主資本**	**66,088**
建設仮勘定	289	資本金	16,174
無形固定資産	**1,692**	資本剰余金	16,603
ソフトウェア	262	利益剰余金	38,459
のれん	748	自己株式	△5,148
その他	680	**その他の包括利益累計額**	**△808**
投資その他の資産	**11,347**	その他有価証券評価差額金	1,128
退職給付に係る資産	1,016	土地再評価差額金	△2,479
投資有価証券	7,092	為替換算調整勘定	354
長期貸付金	3	退職給付に係る調整累計額	188
投資不動産	366	**少数株主持分**	**459**
その他	3,455	**純資産合計**	**65,740**
貸倒引当金	△586		
資産合計	**80,367**	**負債純資産合計**	**80,367**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
調査収入	37,088	
機器売上高	11,545	**48,634**
売上原価		
完成調査原価	25,594	
機器売上原価	7,573	**33,168**
売上総利益		**15,465**
販売費及び一般管理費		**11,254**
営業利益		**4,211**
営業外収益		
受取利息	93	
受取配当金	51	
持分法による投資利益	35	
為替差益	18	
受取保険金及び配当金	107	
不動産賃貸料	53	
その他	107	**466**
営業外費用		
支払利息	9	
不動産賃貸原価	16	
その他	1	**27**
経常利益		**4,650**
特別利益		
固定資産売却益	26	
投資有価証券売却益	1	
受取和解金	158	**187**
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	35	**40**
税金等調整前当期純利益		**4,796**
法人税、住民税及び事業税	1,783	
法人税等調整額	△557	**1,226**
少数株主損益調整前当期純利益		**3,570**
少数株主利益		**19**
当期純利益		**3,550**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年１月１日　残高	16,174	16,523	35,561	△5,068	63,190
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△652	－	△652
当期純利益	－	－	3,550	－	3,550
自己株式の取得	－	－	－	△283	△283
自己株式の処分	－	80	－	202	282
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	80	2,898	△80	2,897
平成26年12月31日　残高	16,174	16,603	38,459	△5,148	66,088

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年１月１日　残高	769	△2,479	△1,389	－	△3,099	432	60,523
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△652
当期純利益	－	－	－	－	－	－	3,550
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△283
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	282
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	358	－	1,744	188	2,291	27	2,319
連結会計年度中の変動額合計	358	－	1,744	188	2,291	27	5,217
平成26年12月31日　残高	1,128	△2,479	354	188	△808	459	65,740

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)　　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**31,484**	**流動負債**	**5,103**
現金及び預金	12,210	業務未払金	1,336
受取手形	64	買掛金	68
完成業務未収入金	12,638	未払金	1,574
売掛金	294	未払法人税等	686
有価証券	2,429	未払費用	419
未成業務支出金	1,831	未成業務受入金	563
商品及び製品	260	預り金	239
仕掛品	125	賞与引当金	148
原材料及び貯蔵品	203	受注損失引当金	8
前払費用	106	その他	58
繰延税金資産	192	**固定負債**	**2,759**
その他	1,127	退職給付引当金	1,906
貸倒引当金	△1	株式給付引当金	47
固定資産	**30,862**	繰延税金負債	163
有形固定資産	**9,656**	再評価に係る繰延税金負債	585
建物	3,951	その他	55
構築物	71	**負債合計**	**7,862**
機械及び装置	426	**(純資産の部)**	
車両運搬具	13	**株主資本**	**55,839**
工具、器具及び備品	21	**資本金**	**16,174**
土地	5,056	**資本剰余金**	**15,985**
リース資産	52	資本準備金	15,905
建設仮勘定	62	その他資本剰余金	80
無形固定資産	**199**	**利益剰余金**	**28,827**
ソフトウエア	190	利益準備金	488
その他	8	その他利益剰余金	28,339
投資その他の資産	**21,007**	別途積立金	23,307
投資有価証券	6,253	繰越利益剰余金	5,032
関係会社株式	12,642	**自己株式**	**△5,148**
長期貸付金	191	**評価・換算差額等**	**△1,354**
その他	1,964	その他有価証券評価差額金	1,124
貸倒引当金	△44	土地再評価差額金	△2,479
		純資産合計	**54,484**
資産合計	**62,346**	**負債純資産合計**	**62,346**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年 1 月 1 日から 平成26年12月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
調査収入	27,319	
機器売上高	1,717	**29,036**
売上原価		
完成調査原価	19,709	
機器売上原価	1,152	**20,861**
売上総利益		**8,175**
販売費及び一般管理費		**5,196**
営業利益		**2,978**
営業外収益		
受取利息及び配当金	365	
受取保険金及び保険配当金	98	
不動産賃貸料	113	
その他	76	**653**
営業外費用		
支払利息	0	
不動産賃貸原価	35	
その他	0	**36**
経常利益		**3,594**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	96	
固定資産売却益	8	**105**
特別損失		
関係会社株式評価損	49	
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	8	**61**
税引前当期純利益		**3,638**
法人税、住民税及び事業税	1,208	
法人税等調整額	△410	**797**
当期純利益		**2,840**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年１月１日　残高	16,174	15,905	－	15,905	488	23,307	2,844	26,639
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△652	△652
当期純利益	－	－	－	－	－	－	2,840	2,840
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	80	80	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	80	80	－	－	2,187	2,187
平成26年12月31日　残高	16,174	15,905	80	15,985	488	23,307	5,032	28,827

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年１月１日　残高	△5,068	53,651	774	△2,479	△1,704	51,946
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	△652	－	－	－	△652
当期純利益	－	2,840	－	－	－	2,840
自己株式の取得	△283	△283	－	－	－	△283
自己株式の処分	202	282	－	－	－	282
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	350	－	350	350
事業年度中の変動額合計	△80	2,187	350	－	350	2,537
平成26年12月31日　残高	△5,148	55,839	1,124	△2,479	△1,354	54,484

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月26日

応用地質株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　澤　祥　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　入　江　秀　雄　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、応用地質株式会社の平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月26日

応用地質株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　澤　祥　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　入　江　秀　雄　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、応用地質株式会社の平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの第５８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室（内部監査担当部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月27日

応用地質株式会社　監査役会

常勤監査役　西　田　和　範　㊞

常勤監査役　長　尾　　登　㊞

社外監査役　齋　藤　俊　二　㊞

社外監査役　関　根　　攻　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京　11階　孔雀の間
電話（03）3287―2921



交通　◎地下鉄（東西線）竹橋駅３ｂ出口直結
◎地下鉄（千代田線）大手町駅Ｃ２ａ・ｂ出口より徒歩５分
◎地下鉄（都営地下鉄線）神保町駅Ａ９出口より徒歩５分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK